

明治大学知的財産法政策研究所 (IPLPI)シンポジウム  
教育機関における著作物の複製等に関する著作権処理の現状と課題①

—初等中等教育機関の場合を中心として—

文部科学省科学研究費補助金基盤研究 A

「コンテンツの創作・流通・利用主体の利害と著作権法の役割」

主催：明治大学研究・知財戦略機構研究クラスター明治大学知的財産法政策研究所

後援：文化庁

【日時／会場】

2015年11月26日(木) 13:30 - 16:30 (開場 13:00)

明治大学駿河台キャンパス グローバルフロント1階「グローバルホール」

[http://www.meiji.ac.jp/koho/campus\\_guide/suruga/access.html](http://www.meiji.ac.jp/koho/campus_guide/suruga/access.html)

【プログラム】

主催者挨拶・趣旨説明 今村哲也 (明治大学情報コミュニケーション学部准教授)

第一部 基調講演

① 井上由里子氏 (一橋大学大学院・国際企業戦略研究科教授)

「教育機関における著作物の複製等に関する著作権処理の現状と課題」

② 芳賀高洋氏 (岐阜聖徳学園大学教育学部准教授)

「初等中等教育の ICT 活用と著作権問題／ステークホルダー間の対話を促進し著作・流通・利活用を活性化させるクリアリングハウスやデータセンターの模索」

③ 東條岳氏 (弁護士, Field-R 法律事務所)

「諸外国における教育機関での著作物の利用」

(休憩)

第二部 パネル討論

井上由里子氏 (一橋大学大学院・国際企業戦略研究科教授)

小林 圭一郎氏 (株式会社ベネッセコーポレーションコンプライアンス部著作権担当部長)

東條 岳氏 (弁護士, Field-R 法律事務所)

芳賀高洋氏 (岐阜聖徳学園大学教育学部准教授)

馬場泰郎氏 (光村図書出版株式会社取締役 企画開発本部長)

(司会・モデレータ：今村哲也 (明治大学情報コミュニケーション学部准教授))

いずれも肩書きは 2015 年 12 月現在

## 主催者挨拶・趣旨説明

今村（司会）：定刻になりましたので、シンポジウム「教育機関における著作物の複製等に関する著作権処理の現状と課題①ー初等中等教育機関の場合を中心としてー」を開始したいと思います。

本日、司会およびパネルディスカッションのモデレーターを務めます今村です。よろしくお願いいたします。

本日は 3 人の方に基調講演をお願いしまして、その後パネルディスカッションを行うことになっています。最初に主催者側のごあいさつとして、知的財産法政策研究所の研究分担者となっている私のほうから、本シンポジウムの開催趣旨等についてご説明したいと思います。では主催者あいさつの立場に代わります。今日は一人三役を演じます。

### 【開会の辞】

今村：本日はご多用中のところ、本シンポジウムにご参加を賜りまして誠にありがとうございます。昨今の情報通信技術、とりわけ ICT を用いたデジタル化、ネットワーク化が著作物の利用の在り方にさまざまな形で影響を与えてきたことに関してはよく知られています。卑近な例で申し上げますと、「ハリー・ポッター」の映画をインターネットでダウンロードして見たり、ストーリーミングで視聴したりするということは、私が子どもの頃であれば、まさに魔法の世界の出来事だったと思うのです。それが今では当然のように行われているわけです。そして、この ICT 化の影響は教育機関にも及んでいます。教育機関ではそもそも教育の過程において、教科書を含め、多様な著作物をさまざまな対応で使用します。

今から 30 年ぐらい前になりますが、私の子どもの頃を思い出しても、教科書を使ったり、先生は教科書の内容を板書してみたり、あとは問題集やドリルを解いてみたり、音楽の授業では歌を歌ったり、テープを流して歌を歌ったり、さまざまな形で著作物を使用してきたわけです。このような過去の利用形態に加えて、教育の世界でも最近は、デジタル化、ネットワーク化の波が当然押し寄せてきているわけです。

例えば教科書にしましても、これは今日主に話題になることですが、先生が指導時に指導者用デジタル教科書というものを使うこともあるようです。また児童生徒の側も学習者用デジタル教科書なるものを利用することがあるそうです。ちなみに今日午前中 1 時限目に大学のゼミの授業があり、デジタル教科書を使ったことがある人と聞いたのですが、今の大学生は特にデジタル教科書を使った年代ではないようでしたが、これからはますます普及していくのではないかと思います。問題集やドリルに関しても教科書のみならず、さまざまデジタル的なものが登場して利用されていると思います。教育機関において ICT 活用教育が展開することと相まって、著作物の新たな利用方法が生まれることで、教育現場において著作権にまつわるさまざまな課題が生じることになると思います。

例えば著作物を教科用図書に使用することに関しては、一応著作権法に、掲載補償金を支払うことを前提とした権利の制限規定があるわけですが、デジタル教科書は33条の教科用図書には該当しないということで、すべて必要な許諾を得ることになると思います。これまでの教科用図書も、二次的利用や同一性保持権等の問題があり、33条を適用するとしても、事前に許諾を得て作るということです。事前の調整なしに33条を使うのは伝家の宝刀的に使うことになるのでしょうか。そういうことだとすると、制限規定がなければこれまで教科用図書が作られなかったかという、そういうわけではないようです。ではデジタル教科書が登場して状況がどのようなになるのか。この点に関しては、本日この後の基調講演やパネルディスカッションの中で、どのような制度の在り方、あるいは運用の在り方が理想的かということの議論を行いたいと思います。

このシンポジウムでは、教育機関における著作物の複製等に関する著作権処理の現状と課題について、関係者等の意見と質疑応答を通して理解を深めることを目的に実施します。今回、初等中等教育機関と高等教育機関とでは、著作物の利用状況にかなり相違があると思われるために、本日と12月23日の2回に分けて検討を行うことにしました。本日は第1回として初等中等教育機関を中心として行い、第2回の12月23日は高等教育機関を中心として、このテーマについて考えることにしています。

現在のICTはひと昔前から見ると、非常に魔法の世界のような技術といってもいいと思います。私自身は、児童生徒あるいは学生には従来の教育手段に加えて、魔法のようなICTをふんだんに活用した教育の機会が提供されるべきだと思っています。そのために著作権がどのようなことができるのかということ、しっかり議論する必要があると考えています。

本日のシンポジウムについては、この問題について議論している文化審議会の著作権分科会、法制・基本問題小委員会の委員でもある、一橋大学大学院・国際企業戦略研究科教授の井上由里子先生から、審議会での議論なども踏まえながら、今後の展望などについてお話をいただきます。また岐阜聖徳学園大学教育学部准教授の芳賀高洋先生からは「初等中等教育のICT活用と著作権問題、ステークホルダー間の対話を促進し、著作・流通・利活用を活性させるクリアリング・ハウスやデータセンターの模索」と題して講演をいただく予定です。

また、昨年の文化庁委託事業として、株式会社電通さまが作成した『ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査報告書』という資料が、文化庁のウェブサイトに掲載されています。その編集協力をされた、Field-R法律事務所の弁護士の東條岳先生からは、この報告書でも触れられている諸外国における教育機関での著作物の利用に関して、諸外国の状況についてご案内をいただく予定です。

パネルディスカッションにおいては、教材における著作権処理に非常に詳しい、株式会社ベネッセコーポレーション、コンプライアンス部、著作権担当部長の小林圭一郎さま、また10年ほどデジタル教科書の著作権処理の実務に携わり、この問題に大変詳しい、光村

図書出版株式会社取締役、企画開発本部長（2015年12月現在）の馬場泰郎さまにも加わっていただき、さらに踏み込んだ討論で、どの程度の意見の対立があるか、先ほどは和やかな雰囲気でお食事を取ったので、どんばちという感じではないですが、パネルディスカッションですから何か意見の対立はあるかもしれませんが、議論を行いたいと思います。

本日の討論が今後の教育と著作権をめぐる議論のよいきっかけになるように願っています。本日はよろしくお願ひします。

本日は録音をして後日議事録等を作成します。編集の上、ウェブサイトへアップロードする予定です。パネルディスカッションの最後に質問などを受ける機会を設けたいと思います。その際には、ご所属、お名前が議事録に載ることを前提に、お許しをいただいたということで発言等をいただければと思います。

趣旨説明を終わりましたので司会に戻りたいと思います。

それでは基調講演に移りたいと思います。この問題について先ほど申し上げましたが、議論されている文化審議会の著作権分科会、法制・基本問題小委員会の委員でもある、一橋大学大学院・国際企業戦略研究科教授の井上由里子先生から、審議会での議論を踏まえながら、今後の展望などについてお話をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。井上先生、ご登壇いただければと思います。